第十八条の十三の七第一項第一号中「法第三十七条の十一の六第二項に規定する」を削り、「（次号及び第五項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」という。）を提出する」を「の提出をする」に改め、同条第二項第一号中「施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する」を削り、「（次号及び第五項において「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」という。）を提出する」を「の提出をする」に改め、同条第五項中「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をした」に改め、「当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の下に「（同条第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をいい、電磁的方法により提供された当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「を、その」を「（電磁的方法により提供された当該源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を、その」に改める。

第十八条の十四の二第二項第二号中「次条第七項第五号」を「次条第八項第五号」に改め、同条第六項第二号中「場所」の下に「（各種所得（当該純損失の金額の計算の基礎となった各種所得を含む。以下この号において同じ。）の生じた場所が当該各種所得に係る収入金額の支払者の居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所（以下この号において「本店等」という。）の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号）」を加える。

第十八条の十五第一項第二号中「の払込み」の下に「（法第三十七条の十三第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五項中「定める株式会社」を「定める要件」に改め、「を満たす株式会社」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「法第三十七条の十三第一項第二号に規定する投資事業有限責任組合（第七項第一号ロにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。）を通じ、その発行する特定株式を払込み（同条第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社」を「次のいずれかの」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合（第八項第一号ロにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。）を通じ、その発行する特定株式を払込みにより取得（同条第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

ロ　法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（ロ及び第八項第一号ハにおいて「認定少額電子募集取扱業者」という。）から積極的な指導を受ける会社であり、かつ、当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（同条第一項第二号ロに規定する電子募集取扱業務をいう。第七項及び第八項第一号ハ⑵において同じ。）により、その発行する特定株式を払込みにより取得をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

第十八条の十五第五項第五号を同項第四号とし、同条第六項中「第三十七条の十三第一項第二号」を「第三十七条の十三第一項第二号イ」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第一号イ中「ロ及び」を「ロ、ハ及び」に改め、同号ロ中「特定株式である」を「同号イに掲げる特定株式である」に、「前項」を「第六項」に改め、同号ロ⑵中「第五項第五号」を「第五項第四号イ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社が発行した同号ロに掲げる特定株式である場合　当該特定株式に係る認定少額電子募集取扱業者の当該特定株式に係る基準日において⑴及び⑵に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（⑶に掲げる事項の記載があるものに限る。）並びに当該認定少額電子募集取扱業者が前項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

⑴　当該特定中小会社が第五項各号に掲げる要件に該当するものであること。

⑵　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、第五項第四号ロの契約に従つて当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務による払込みによりされたものであること。

⑶　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十八条の十五第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する財務省令で定める第一種少額電子募集取扱業務を行う者は、金融商品取引法第二十九条の登録を受けた者であつて、その者が行う電子募集取扱業務において募集の取扱い又は私募の取扱いをする株式を発行する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものとして経済産業大臣の認定を受けたものとする。

第十八条の十五の二第一項第一号及び第三項第三号中「前条第七項第一号」を「前条第八項第一号」に改める。

第十八条の十五の三第二項中「非課税口座開設届出書（以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する」を削り、同項第一号中「の提出（法第三十七条の十四第五項第一号」を「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）の提出（同号」に、「第十四項各号」を「第二十五項各号」に改め、「第十七項第二号及び第五号を除き、」を削り、「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同項第三号中「次項第三号、第三十六項第六号及び第三十八項第四号」を「第三十三項第六号及び第三十五項第四号」に、「）又は」を「）、」に、「に基づき」を「、特定非課税累積投資契約（同条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。第三十三項第六号及び第三十五項第四号において同じ。）に基づき」に改め、「次項第三号において同じ。」及び「次項第三号及び」を削り、同項第五号中「設定しよう」を「開設しよう」に改め、「及び当該非課税口座に設定をしようとする勘定の種類」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　当該非課税口座に設定しようとする勘定の種類

第十八条の十五の三第三項を削り、同条第四項第一号中「次項並びに」及び「及び次項」を削り、同項第三号中「この条（第七項第三号を除く。）から」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項第三号中「第三十七条の十四の二第五項第一号」を「第三十七条の十四第五項第二号イ⑵」に、「同項第三号に規定する非課税管理勘定に係る同条第一項」を「同号イ⑵に規定する未成年者非課税管理勘定に係る法第三十七条の十四の二第一項」に、「係る同項第三号に規定する」を「係る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を削り、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「第四項の」を「第三項の」に、「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8　第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十三項において準用する同条第十項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項第三号中「非課税管理勘定に係る」とあるのは「法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に係る」と、「の非課税管理勘定」とあるのは「の累積投資勘定（同項第五号に規定する累積投資勘定をいう。次号において同じ。）」と、同項第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定」と読み替えるものとする。

9　施行令第二十五条の十三第二十五項第四号ロに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三第二十五項第四号ロの書類（次号及び第十八条の十五の八において「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」という。）の提出（同項第四号ロに規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者（第五号において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び住所